

森林被害の復旧事業について

激甚災害指定森林

森林災害復旧事業 補助率2/3（国3/6、県1/6）

NO

- ・ 激甚災害による森林被害額が1,500万円以上かつ要復旧面積90ha以上の市町村
- ・ 概ね5ha以上の区域
- ・ 被害木等の整理及び跡地造林（本数率概ね50%以上の植栽）

0.1ha以上の森林

環境林整備事業（被害森林整備） 補助率68%（国51%、県17%）

- ・ 市町村、森林組合、NPO法人、森林経営計画策定者（自己所有林を除く）
- ・ 10年間皆伐しない旨の協定を締結
- ・ 人工造林（特殊地拵え）、被害木の除去、更新伐（天然更新）

森林環境保全直接支援事業 補助率68%

- ・ 森林経営計画策定者等
- ・ 人工造林（前生樹の伐倒・集積含）、被害木の除去、更新伐（天然更新）

環境林整備事業(被害森林整備)

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う施業を支援します。

事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、
森林経営計画策定者（自己所有林を除く）

事業規模 0.1ha以上の森林
(実被害面積は0.1ha未満でも可)

協定の締結 10年間皆伐しない旨の協定を締結
(市町村が実施する場合は森林所有者と2者、その他の事業主体が実施する場合は市町村及び森林所有者と3者で協定締結)

事業内容

- ・人工造林（特殊地拵え）※1
- ・被害木の除去
- ・更新伐（天然更新）など

※1特殊地拵え；前生樹の伐倒・集積を含む地拵え

補助率 68%(国51%、県17%) ※2
※2標準経費に対する実質的な負担割合



林野火災跡地における環境林整備事業の導入事例

人工造林（特殊地拵え＋植栽）



被害木の除去

